

地方独立行政法人山口県産業技術センター自動販売機設置事業者公募の周知

地方独立行政法人山口県産業技術センターに自動販売機を設置する者を次のとおり、公募により募集します。

令和3年2月17日

地方独立行政法人
山口県産業技術センター 理事長 木村悦博

1 公募概要

- 設置自動販売機の種類
飲料用自動販売機
- 設置場所及び設置台数等

物件番号	所在地	設置場所	自動販売機設置場所の寸法		容器回収ボックス設置場所の寸法		備考
			幅	奥行	幅	奥行	
1	宇部市あすとぴあ4-1-1	共用棟1階 自販機コーナー(前側)	1.15m 以内	0.85m 以内	0.70m 以内	0.50m 以内	
2	宇部市あすとぴあ4-1-1	共用棟1階 自販機コーナー(奥側)	〃	〃	〃	〃	
3	宇部市あすとぴあ4-2-15	新事業創造支援センター1階 自販機コーナー	1.20m 以内	1.00m 以内	0.60m 以内	1.00m 以内	

- ※ 自動販売機設置場所の寸法には、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法を含む。
- ※ 設置予定事業者の決定は、物件番号の若い順で行う。なお、「物件番号1」の設置予定事業者に決定した者は、「物件番号2及び3」の設置予定事業者にはなれない。また、「物件番号2」の設置予定事業者に決定した者は、「物件番号3」の設置予定事業者にはなれない。ただし、各物件の応募者が既に設置予定事業者に決定した者のみの場合はこの限りでない。
- ※ 自動販売機の搬入、また、機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるため、それらに支障がないか事前に設置場所の確認を行うこと。

- 設置期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

ただし、設置期間の満了前であっても、地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下「センター」という。）がセンター施設の用途又は目的のため必要が生じた場合は、設置許可を取り消し、原状回復させることがある。

なお、設置事業者は正当な理由がない限り、設置期間中は自動販売機を撤去することができない。

2 公募に参加できる者の資格

公募に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- 地方独立行政法人山口県産業技術センター契約事務取扱規程（平成21年4月1日地方独立行政法人山口県産業技術センター規程第19号）第3条第1項の規定に該当しないものであること。
- 地方独立行政法人山口県産業技術センター契約事務取扱規程第3条第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- 県内に本店、支店、営業所又はそれらと同等機能の事務所を有する者であること。

- (4) この周知の日から入札の日までの間のいずれの日においても県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。
- (6) 県税及び国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）を完納していること。

3 公募に関する事務を担当する事務所の名称等

地方独立行政法人山口県産業技術センター 経営管理部 総務・人事グループ
〒755-0195 宇部市あすとびあ四丁目1番1号
電話（0836）53-5050
FAX（0836）53-5070

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 公募参加説明書等の交付

- (1) 配布期間 令和3年2月17日（水）から3月3日（水）まで
- (2) 配布場所 センターホームページからダウンロードできる。

6 設置予定事業者の決定方法及び公表

- (1) 決定方法
地方独立行政法人山口県産業技術センター契約事務取扱規程第2条の規定に準じ、センターが予定する売上手数料率以上で最高の売上手数料率をもって見積をした者を設置予定事業者とする。
- (2) 設置事業者の公表
設置予定事業者を決定したときは、応募者全員に決定した設置予定事業者名及び売上手数料率を通知する。また、契約締結後、センターホームページにおいて設置事業者名を公表する。
なお、必要に応じて、決定した設置事業者名及び売上手数料率を公表する場合がある。

7 その他

- (1) 選考の無効
次の売上手数料率の見積は無効とする。
 - ① 公募に参加できる資格のない者の提出した見積
 - ② 周知および公募参加説明書に示した諸条件に違反した者の提出した見積
 - ③ 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出した見積
 - ④ FAX又は電子メールによる見積
 - ⑤ 記名押印のない見積
 - ⑥ 見積書記載の率、氏名、その他必要な事項を確認できない見積
 - ⑦ 同一人が同一事項について2以上の見積をしたもの
- (2) 契約書等作成の要否 要
- (3) 契約保証金 免除する。
- (4) 固定資産使用承諾
自動販売機設置に当たっては、固定資産使用申込を行う必要がある。また、別途、固定資産使用料をセンターに納入する必要がある。
- (5) 詳細については、公募参加説明書による。